

辺野古新基地建設に係る「埋立承認」の取り消しを強く支持し、 国の対抗手段に抗議し、同新基地建設の中止を求める決議

沖縄県の翁長雄志知事は、去る10月13日、前知事がなした辺野古新基地建設に係る「埋立承認」を取り消した。

前知事がなした「埋立承認」には、第三者委員会（本年7月）及び自由法曹団意見書（本年10月）で指摘しているように、重大な法的瑕疵があり、この度の取消しには十分な法的根拠がある。

沖縄の米軍基地は、"銃剣とブルドーザー"で形成された基地であり、今日の沖縄における米軍基地問題の根源は、ここにある。沖縄の復帰後も、米軍基地の集中状況は変わらず、米軍基地の存在は、沖縄の経済発展の最大の阻害要因ともなっており、これまでも指摘されてきたように、米軍基地は"諸悪の根源"となっている。このような状況の下で、さらに辺野古沿岸部に耐用年数200年と言われる新たな米軍基地を建設することは害悪で到底容認できるものではない。沖縄県民の民意は、昨年の名護市長選挙、県知事選挙、衆議院議員選挙で明確に示され、"オール沖縄"と表現されるように新基地建設反対こそが県民意思を代表するものである。

沖縄県知事が、公有水面埋立法により授権された権限を行使して、前知事がなした「埋立承認」を取消したことは、同法の趣旨に沿うものであり、さらには地方自治の本旨や平和憲法の本質にも合致するとともに、民主主義の実践でもある。

しかるに、国はなお、新基地建設工事の強行を企図し、沖縄防衛局は、取り消しの翌日（14日）、行政不服審査法に基づく不服審査請求を主務大臣である国土交通大臣に対して行い、併せて執行停止申立を行った。

同請求及び申立は、「国民の権利利益の救済」を目的とした行政不服審査法を濫用するものであり違法といわざるをえない。国が、国策に対する沖縄県知事の異議申立を国の行政機関内部で"たらい回し判断"により封じ込めようとすることは断じて許されない。

この安倍政権の横暴は、憲法違反の「戦争法」を強行成立させた動きと軌を一にするものであり、戦争をしない国づくりを願う全国の闘いに抗するものである。

われわれは、全国民と連帯を深めながら、沖縄県知事の歴史的な「埋立承認」取り消しを強く支持する。そして、違法な国の審査請求及び執行停止申立に対して強く抗議し、その取り下げを要求するとともに、辺野古新基地建設の即刻中止を強く求めるものである。

2015年 10月19日

自由法曹団 宮城・蔵王総会